

# 八丈町農業委員会

## 第 10 回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

平成 3 1 年 1 月 2 5 日(金)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：平成31年1月25日(木) 9:00～9:20

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	7	菊池 家司
会長職務代理者	13	山下 譽	〃	8	沖山 宗春
委員	1	磯崎 正	〃	9	青木 保憲
〃	2	伊勢崎 武二	〃	10	浅沼 大二郎
〃	3	浅沼 實	〃	11	菊池 勝男
〃	4	浅沼 博之	〃	12	奥山 完己
〃	5	菊池 國仁			

4.農業委員欠席：1名

6番 菊池 寛 農業委員

5.農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	奥山 利平	委員	5	菊池 睦男
〃	2	大澤 正雄	〃	6	笹本 守彦
〃	3	浅沼 隆章	〃	7	加藤 純生
〃	4	浅沼 孝教			

6.農地利用最適化推進委員欠席：0名

7.会議録署名委員の指名：7番 菊池 家司 委員、8番 沖山 宗春 委員

8.議事

- 1) 報告第1号 会長活動報告
- 2) 報告第2号 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 報告第3号 前回総会の経過

9.出席事務局職員：事務局長 沖山 昇、次長 金川 智亜樹、主査 佐々木 恒

10.農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

11.傍聴人：0名

[ 会議内容 ]

議長 ただいまから八丈町農業委員会第10回総会を開催いたします。会議録署名委員ですが、7番 菊池 家司委員、8番 沖山 宗春委員にお願いいたします。また本日は6番農業委員八丈町産業祭の準備により欠席の連絡をいただいております。それでは会長活動報告をさせていただきます。

会長 《会長活動報告》

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 《事務局長活動報告》

議長 それでは議件の方に移って参ります。

議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局説明願います。

主査 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

平成31年1月25日提出八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1、農地の所在・大字 番、登記・畑、現況・畑、農振区分・農振内、面積・2,416㎡、合計筆数は1筆となり、合計面積は2,416㎡となります。

無償での譲渡とのことです。

譲渡人・ は相続にて分配する前に農業を営む子へ農地を譲り渡す。

譲受人・ は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物は、野菜類としておりますが、その他の本筆の農地活用方法として、筆内で牛を飼われ、その飼料・牛糞堆肥置き場として畜産・農業にまたいで活用されておられます。

親子間で前月総会でも同じ譲渡人と譲受人での案件があり、許可に至りましたが、前月時点で本筆を含めた親子間での所有権移転の相談を受けた際、譲渡人住所が今回対象地になっていることに事務局では疑問が生じ、前月総会で本筆を議案上程することを差し控えさせていただきます。

改めて現地を何度か調査に伺った結果、所有者の実際の住まいと居宅部は隣接筆となっておりますので、今回正式に本筆を議案上程する運びといたしました。

番号2農地につきましては、複数筆となりますので、それぞれの筆面積まで読み上げた後、譲渡人等読み上げて参ります。

農地の所在・大字 番、登記・畑、現況・畑、農振区分・農振外、面積533㎡、合計筆数は1筆となり合計面積は533㎡となります。有償での譲渡とのことです。

譲渡人・ は活用見込みのない本筆を農地として譲り渡す。

譲受人・ は申請地を、農地として譲り受け活用していく。

作付予定作物は、イモ、野菜の耕作を計画されておられます。続きまして、それぞれの申請地の説明に移ってまいります。...

...【番号 1・2 申請地説明】...

主査 ...最後に許可要件について説明させていただきます。

番号 1 の譲受人の方はこれまでも譲渡人と同一の経営体にて農業に励んでおられ、従前どおりの農地活用をされていくことを伺っておりますので、全部効率利用、常時従事、下限面積、地域との調和、いずれの要件も前月同様に全く問題ないものと事務局では捉えております。

番号 2 の譲受人の方は隣接宅地に住んでおられます、許可申請書のご提出の際に、いずれの許可要件も満たすよう促せていただき、耕作物の出荷まで担っていただくようお願いをさせていただきました。

お話しをさせていただく中で、地域内で野菜耕作経験ある方が同席、営農に協力することのことで、対象地を耕作地として活用していく意向と計画性は伺えましたので、許可するのに問題はないものと事務局では見立て、本件申請受付、議案上程いたしました。

議案第 1 号に関します事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。それでは担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思いますので、本件に関しまして、地区推進委員 4 番から意見を伺いたいと思います。5 番推進委員お願いします。

推進委員 4 番 はい。永らく一族での対象地農地利用されておられ、本件許可に何の問題もありません。

議長 はい。それでは続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います 8 番委員お願いします。

農業委員 8 番 はい。推進委員及び事務局からの説明どおり、今後も譲受人とその息子で対象地を代々受け継いで農業利用してもらうため、円滑な所有権移転の許可がいただきたくご理解とご協力いただけたらと思います。

議長 つづいて案件 2 番について、担当地区推進委員より意見をお伺いいたします。1 番推進委員お願いいたします。

推進委員 1 番 はい。現状は開けた空き地となっている状態です。許可される場合には今後の活用を注目する次第です。

議長 はい。それでは続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います 3 番委員お願いします。

農業委員 3 番 はい。事務局からの説明もあったとおり、譲受人には耕作経験ある協力者がおりますので、許可しても問題はないものと思っております。

議長 はい。担当地区の委員方々にそれぞれご意見いただきましたが、なにかではほかにご意見やご質問等がございますでしょうか。

...無いようでしたら第 1 号議案を許可することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 1 号については許可することと決しました。

議長 続きまして報告事項に移ってまいります。

報告第 3 号、前回総会の経過につきましては、配布資料各自ご確認いただければと思います。